

指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネットサイトから試買した物品について、検査を行ったところ、以下の2物品から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定される「指定薬物」を検出しました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【指定薬物検出物品（2物品）】 詳細は次頁のとおり

インターネットサイト上の物品名		性状	検出違反成分
1	マジックマッシュルームanalog	カプセル	4-OH-MET
2	DMT analog リキッド 超特濃 ver.	液体	5-MeO-DMT

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、「指定薬物」を含有しており、製造、輸入、販売はもとより、所持、譲り受け、使用も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都保健医療局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4505（直通）[午前9時から午後5時まで]

*上記申し出は、遅くとも『令和6年12月13日（金曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があり、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用しないでください。

＜問合せ先＞
保健医療局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4515

＜指定薬物検出物品の詳細＞

1	サイト上の物品名	マジックマッシュルームanalog
	性状（内容量）	カプセル (0.062 g)
	表示上の販売元	不明（現品に表示がなされていない）
	検出成分	1カプセル中に「4-OH-MET」を10mg検出
2	サイト上の物品名	DMT analog リキッド 超特濃 ver.
	性状（内容量）	液体 (0.37mL)
	表示上の販売元	不明（現品に表示がなされていない）
	検出成分	1本に「5-MeO-DMT」を47mg検出

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 上記物品を販売した事業者を所管する道府県へ通報しました。
- 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。

【現品写真】

サイト上の物品名：マジックマッシュルーム analog



サイト上の物品名：DMT analog リキッド 超特濃 ver.



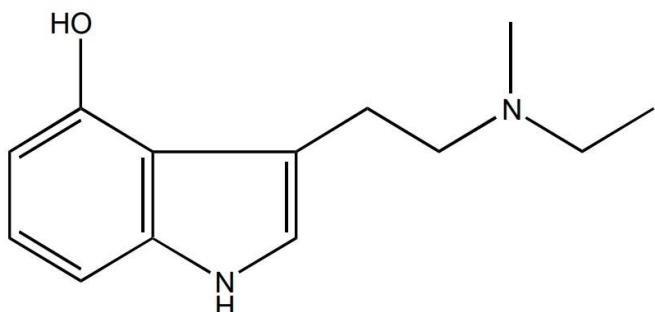
(次頁へ続く)

参考

*4-OH-MET (平成 27 年 3 月 25 日指定薬物に指定)

[化学名] : N-エチル-4-ヒドロキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類

[化学構造式] :

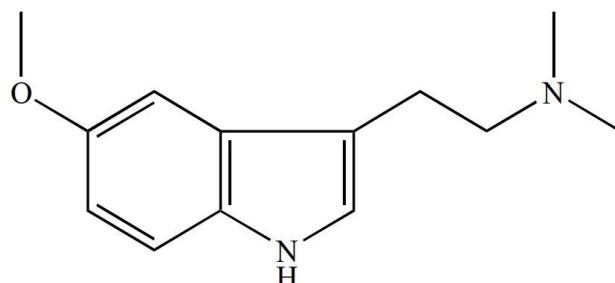


上記化合物は麻薬であるサイロシンと化学構造が類似しており、サイロシンと類似の作用を有する可能性がある。

*5-MeO-DMT (平成 19 年 2 月 28 日指定薬物に指定)

[化学名] : 5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類

[化学構造式] :



上記化合物は麻薬である N, N-ジメチルトリプタミン (DMT) と化学構造が類似しており、DMT と類似の作用を有する可能性がある。